ズ旅客船（同条第二項に規定するクルーズ旅客船をいう。）及びロールオン・ロールオフ貨物船（同条第十項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船をいう。）	
二　前号に掲げる船舶以外の船舶	載貨重量トン数

Dは、一月一日から十二月三十一日までの一年間において船舶が航行した距離（海里）

3　第一項第六号二の改善の手順は、次の各号に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　施行規則第十二条の十七の十五第一項第二号に規定する場合に該当するときは、目標値を達成するための改善計画を作成すること。

二　前号の場合において、施行規則第三十八条第一項の表第五号の規定による二酸化炭素放出実績指標の報告後一月以内に、前号の改善計画を反映した二酸化炭素放出抑制航行手引書を、同令第十二条の十七の十四の二に規定する地方運輸局長又は法第十九条の三十第一項の規定による登録を受けた者に提出すること。

（二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第四十八条　法第十九条の二十六第一項の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる喫水の状態で航行させること。

船舶の用途	喫水
一　コンテナ船（指標省令第一条第八項に規定するコンテナ船をいう。以下この条及び次条において同じ。）	（略）
二　（略）	（略）

（新設）

（二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第四十八条　法第十九条の二十六第一項の規定による二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当するところにより行わせるものとする。

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる喫水の状態で航行させること。

船舶の用途	喫水
一　コンテナ船（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号）第一条第五項に規定するコンテナ船をいう。以下この条及び次条において同じ。）	（略）
二　（略）	（略）

第四条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十一章　（略）	第一章～第十一章　（略）
第十二章　二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標（第四十七条―第四十九条の二）	第十二章　二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標（第四十七条―第四十九条）